

平成 28 年度

活躍市民によるまちづくり事業補助金

この事業は、市民の皆さんの提案による芸術、文化、スポーツ、青少年育成などの生涯学習活動や公益性の高い市民活動で、丹波市の社会的、地域的な課題の解決や地域の活性化につながる事業を継続的に実施する団体に対し、その事業費の一部を補助いたします。



〔申込期限〕 平成 28 年 5 月 20 日(金)

【問い合わせ先】

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
丹波市役所 まちづくり部 市民活動課
Tel:0795-82-0409 / Fax:0795-82-4370
mail:shiminkatsudou@city.tamba.hyogo.jp

【補助金の要件】

1 対象団体

- ①自治会（その内部組織、単位子ども会、女性会、グループ等）
 - ②社会教育関係団体その他青少年の健全育成活動に取り組む団体
- ※1 規約や会計を定めている団体に限ります。
- ※2 自治協議会が他の地域の自治協議会や他の団体等と協働して行う事業は対象とします。

2 対象事業

- ① 地域の課題解決や地域の活性化を目的とする「**新規事業**」で、事業の継続や発展が将来的に認められるもの。
 - ・地域の歴史保存や伝統行事の継承等を目的とした事業
 - ・環境、自然学習等を目的とした体験事業
 - ・高齢者や女性が地域で活躍することができる事業
 - ・社会への貢献を目的としたボランティア活動 など
- ② 既存の事業に、新たな取り組みを加えた事業も補助対象とします。
ただしこの場合は、新たな取り組み部分のみを、補助対象とします。

3 対象外事業

- ① 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ④ 丹波市から他の補助制度による補助金、交付金等を受けている事業

4 補助経費の対象になる事業の実施期間

補助金交付決定日から平成29年3月31日（金）までに行う事業

※既に事業を実施している場合は対象となりません。（交付決定日以前の開始は対象となりません。）

【補助金の内容】

1 補助対象経費

対象経費	補助の対象外
(1) 謝金	(1) 構成員の飲食（弁当代、茶菓、懇談会費、酒代等）に関する費用
(2) 講師旅費	(2) 構成員の移動に関する費用（旅費、バス代、タクシー代等）
(3) 消耗品費	(3) 構成員の所有する備品等の使用に関する費用（草刈り機使用料、軽トラ使用料等）
(4) 印刷製本費	(4) 備品購入費
(5) 通信運搬費	(5) 既存事業に係る経費
(6) 保険料	(6) 対象経費の大部分が、工事費、修繕料となっている場合には、その経費
(7) 委託料	(7) 構成員、参加者に対して、参加することだけで無条件に提供される参加賞、景品、及びそれらと同種のもの
(8) 使用料及び賃借料（構成員、参加者の移動及び所有する備品借用に関する費用は除く）	(8) その他市長が適当でないと思えたもの
(9) 原材料費（構成員、参加者の飲食に関する費用は除く）	
(10) その他市長が特に必要と認めたもの	

2 補助金の種類・額・審査等

市民の皆さんが提案する事業で、次の3つの補助金のうちから1つをお選びください。

①活躍市民によるまちづくり事業応援補助金【提案補助金】

- ・補助金額 … 上限 **500,000 円**
- ・補助率 … 対象事業費の3分の2以内
- ・交付団体 … 4 団体程度
- ・審査方法 … 公開審査を行います（プレゼンテーション）
- ・実施年限 … 3 年まで（審査は毎年行います）
- ・対象事業 … 小学校区以上を対象とした事業で、社会的、地域的な課題解決のための事業や地域の活性化につながる事業
※他の模範となる先駆的な事業

②活躍市民によるまちづくり事業応援補助金【応援補助金】

- ・補助金額 … 上限 **50,000 円**
- ・補助率 … 対象事業費の3分の2以内
- ・交付団体 … 20 団体程度
- ・審査方法 … 書類審査
- ・実施年限 … 1 年のみ
- ・対象事業 … 小学校区以上を対象とした事業で、社会的、地域的な課題解決のための事業や地域の活性化につながる事業

③生涯学習振興補助金【促進補助金】

- ・補助金額 … 上限 **100,000 円**
- ・補助率 … 対象事業費の3分の2以内
- ・交付団体 … 10 団体程度
- ・審査方法 … 公開審査を行います（プレゼンテーション）
- ・実施年限 … 3 年まで（審査は毎年行います）
- ・対象事業 … 芸術・文化事業やスポーツ事業、青少年の地域への愛着感を育むための事業
※生涯学習に係る知識及び技術の地域還元が見込まれる事業

原則1団体1事業とし、審査により対象事業費の3分の2以内を補助します。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※平成27年度まで実施した「丹波市青少年育成パワーアップ事業」の助成金交付を受けていた事業はその年数を含みます。また、毎年審査を行い審査会の結果により不交付となる場合もあります。

3 審査基準

〔活躍市民によるまちづくり事業補助金〕

- ・地域の課題を認識し、その課題解決のための事業となっているか。

〔生涯学習振興補助金〕

- ・生涯学習に係る知識及び技術の地域還元が見込まれる内容となっているか。

〔共通する基準〕

- ・事業の企画や内容に工夫が見られ、他の模範となる事業となっているか。
- ・計画性や実現性はあるか。
- ・経費が有効に使われているか。
- ・事業の継続性や発展性があるか。



【申込みの方法】

1 募集期間

平成**28**年**5**月**20**日（金）まで（受付時間 8：30～17：00）

2 申込先

丹波市役所 まちづくり部 市民活動課

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

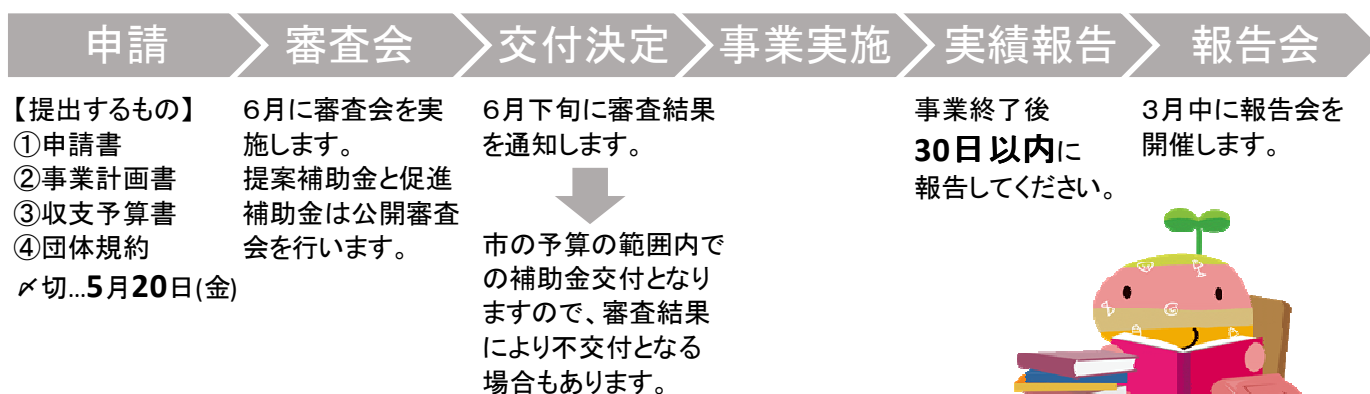
Tel:0795-82-0409/Fax:0795-82-4370/mail:shiminkatsudou@city.tamba.hyogo.jp

3 審査の流れ



4 事業の流れ

下記フローチャートに沿って事業を実施していただきます。



【実績報告と支払い】

1 実績報告書の提出期限

事業完了後 30日以内、又は平成29年4月10日のいずれか早い日とします。

提出期限までに実績報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

2 補助金の支払い

実績報告書を精査のうえ、当該事業が交付決定に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、請求書の提出により指定された口座へ補助金を振り込みます。

3 概算払い

必要と認められる場合は、補助金交付決定額の範囲内で概算払いを行います。

※概算払いが必要な団体は、交付申請の際に申し出てください。